災害時における衛星携帯電話等の貸与協力に関する協定書

災害時における衛星携帯電話等（衛星携帯電話及びその他付属設備をいう。以下同じ。）の貸与協力に関し、多摩市（以下「甲」という。）とＫＤＤＩ株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、多摩市地域防災計画に基づき、災害応急対策としての情報連絡態勢に関し、衛星携帯電話等の貸与協力を得ることにより、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力）

第２条　乙は、甲に対し、乙が所有する次に挙げる衛星携帯電話等を無償貸与し、甲はこれを借受ける。

インマル衛星携帯電話　　２台

＜内訳＞

①	ＥＸＰＬＯＲＥＲ　５００	２台
②	ＡＣアダプター	２個
③	ＵＳＢケーブル	２本
④	ＬＡＮケーブル	２本
⑤	ＧＥＴＴＩＮＧ　ＳＴＡＲＴＥＤ	２式
⑥	ＥＸＰＬＯＲＥＲ　ＣＤＲＯＭ	２式
⑦	取扱説明書（３部）	２式
⑧	キャリングバック	２個

（保管及び管理）

第３条　甲は、乙が所有する衛星携帯電話等について、善良な管理者の注意をもって保管及び管理をする。

（障害、毀損、滅失または盗難等の事故の措置）

第４条　甲は、衛星携帯電話等に障害、毀損、滅失または盗難などの事故が発生したときには、乙にその旨を通知し、乙の指示に従うものとする。ただし、衛星携帯電話等に障害が発生したときには、接続した端末設備に異常がないことを甲において確認のうえ、乙にその旨を通知する。

２　甲は、その責めに帰する理由により、使用中の衛星携帯電話等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

（代替機の貸与）

第５条　乙は、甲より障害、毀損、滅失または盗難などの事故が生じた衛星携帯電話等に替わる代替機の借受けを希望した場合は、代替機を無償貸与する。ただし、本協定第4条第2項の事由により代替機を貸与する場合は除くものとする。

（費用負担等）

第６条　甲が借受ける衛星携帯電話等の名義人は乙とし衛星携帯電話の通信に関する費用（基本料金含む）は、乙の負担とする。

（秘密保持）

第７条　甲及び乙は、本協定の有効期間中はもとより本協定の終了後といえども、本協定の履行にあたり知り得た相手方の秘密情報について、これを第三者に漏洩せず、本協定の履行以外の目的に使用してはならないものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２１年５月１日から平成２６年４月３０日までとする。ただし、期間満了の３箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第９条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２１年　５月　１日

甲　東京都多摩市関戸六丁目１２番地１
東京都多摩市
代表者　市　長　　渡　辺　幸　子

乙　東京都多摩市南野３丁目１３番
ＫＤＤＩ株式会社
代表者　多摩テクニカルセンター長　米村　孝志